

令和5年5月8日

【生徒・保護者の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準・期間等について

第二高等学校

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することに伴い、令和5年5月8日以降、国の通知に基づき、学校における出席停止の基準・期間等は次のようになりますのでお知らせします。

1. 出席停止の基準・期間

(1) 生徒の感染が判明した場合

発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されます。

(2) その他、校長が出席停止を必要と認める場合

校長が必要と認める期間

※「その他」とは、生徒本人に基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合や、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合などです。詳しくは学校までお問い合わせください。

2. その他

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定が行われないため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒は、直ちに出席停止とはなりません。ただし、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようお願いします。